

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案新旧対照条文

一 航空法関係手数料令(平成九年政令第二百八十四号) (抄)

.....  
1

○ 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>納付しな ければなら ない者</p>	<p>区 分</p>	<p>手数料の額</p>	<p>（本邦外において行う検査等に係る手数料の額）                  第八条 法第百三十五条第二号から第五号までに掲げる者で本邦外において行う検査を受けようとするもの、同条第六号に掲げる者で本邦外の事業場について行う認定（国土交通大臣が当該認定のため職員をその地に出張させる必要があると認めるものに限る。）を受けようとするもの又は同条第七号若しくは第八号に掲げる者で本邦外において行う実地試験を受けようとするものが同条の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、第二条及び第三条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、国土交通省令で定める数の職員が当該検査、認定又は実地試験のためその地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、これらの職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に                  関し必要な細目は、国土交通省令で定める。</p>
<p>納付しな ければなら ない者</p>	<p>区 分</p>	<p>手数料の額</p>	<p>（本邦外において行う検査等に係る手数料の額）                  第八条 法第百三十五条第二号から第五号までに掲げる者で本邦外において行う検査を受けようとするもの、同条第六号に掲げる者で本邦外の事業場について行う認定を受けようとするもの又は同条第七号若しくは第八号に掲げる者で本邦外において行う実地試験を受けようとするものが同条の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、第二条及び第三条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、国土交通省令で定める数の職員が当該検査、認定又は実地試験のためその地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、これらの職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に                  関し必要な細目は、国土交通省令で定める。</p>

別表第五（第六条関係）

別表第五（第六条関係）

						二 航空保安施設について法第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者	
						飛行場 陸上空 港等の 飛行場 灯火	
						精密進 入用灯 火	
その他	航空機を使用して検	その他 の場合		合 れる場 が含ま れる場 て、国 土交通 省の航 空機を 使用す るとき		その他 の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき
		航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき		
百二万五千	百円	十四万六千	百円	十四万六千	百円	十七万三千九百円	百八十万千 四百円

						二 航空保安施設について法第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者	
						飛行場 陸上空 港等の 飛行場 灯火	
						精密進 入用灯 火	
その他	航空機を使用して検	その他 の場合		合 れる場 が含ま れる場 て、国 土交通 省の航 空機を 使用す るとき		その他 の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき
		航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき		
百二十四万	百円	十四万六千	百円	十四万六千	百円	十七万三千九百円	二百十六万 二千円

航空灯台			
	その他の飛行場灯火		
		その他の場合	のもの 査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき
九万百円（電子検査申請の場合にあつては、八万九千七百円）	九万五千二百円	十一万五千円（電子検査申請の場合にあつては、十一万四千六百円）	二百円（電子情報処理組織により検査を申請する場合（以下「電子検査申請の場合」という。）にあつては、百二十四千八百円）

航空灯台			
	その他の飛行場灯火		
		その他の場合	のもの 査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき
九万百円（電子検査申請の場合にあつては、八万九千七百円）	九万五千二百円	十一万五千円（電子検査申請の場合にあつては、十一万四千六百円）	六千七百円（電子情報処理組織により検査を申請する場合（以下「電子検査申請の場合」という。）にあつては、百二十四千八百円）

計器着陸装置	VOR	NDB		百円)
		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	
グライドスロップ装置を含む場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	百円)
航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	百円)
二百九十九万二千六百円	百七十五万四千百円(電子検査申請の場合にあつては、百七十五万三千七百円)	十一万二千九百円	五十万百円	百円)

計器着陸装置	VOR	NDB		百円)
		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	
グライドスロップ装置を含む場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	百円)
航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	百円)
二百八十九万二千九百円	二百三十七万八千六百円(電子検査申請の場合にあつては、二百三十七万八千二百円)	十一万二千九百円	六十四万千円	百円)

三 航空保安施設について法第四十三 条第二項 において 準用する 法第四十	飛行場 灯火	精密進入用灯 火及び夜間着 陸用灯火以外 の陸上空港等 の飛行場灯火 を精密進入用 灯火に変更し た場合	衛星航法補助施設	D M E	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合
							その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合
							千三百円	百十三万四 百円	二十一万四 千三百円
			七十四万七 千八百円		五十一万二 千二百円		十三万四千 百円	十六万八千 七 百円	
							百八十八万六 百円	十七万三千 百円	

三 航空保安施設について法第四十三 条第二項 において 準用する 法第四十	飛行場 灯火	精密進入用灯 火及び夜間着 陸用灯火以外 の陸上空港等 の飛行場灯火 を精密進入用 灯火に変更し た場合	衛星航法補助施設	D M E	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合
							その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合
			七十四万七 千八百円		六十六万八 千 百円		十三万四千 百円	十六万八千 七 百円	二十一万四 千三百円
							二百十六万 二千二百円	十七万三千 百円	
							百四十六万 七千三百円		

二条第一  
項の検査  
を受けよ  
うとする  
者

その他の場合	精密進入用灯火及び夜間着陸用灯火以外の陸上空港等の飛行場灯火を夜間着陸用灯火に変更した場合		夜間着陸用灯火を精密進入用灯火に変更した場合		航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	精密進入用灯火及び夜間着陸用灯火以外の陸上空港等の飛行場灯火を夜間着陸用灯火に変更した場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	百七十八万五千円	十五万七千五百円
	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき			百四十万三千二百円	十三万四千三百円	十三万四千三百円	十三万四千三百円

二条第一  
項の検査  
を受けよ  
うとする  
者

その他の場合	精密進入用灯火及び夜間着陸用灯火以外の陸上空港等の飛行場灯火を夜間着陸用灯火に変更した場合		夜間着陸用灯火を精密進入用灯火に変更した場合		航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	精密進入用灯火及び夜間着陸用灯火以外の陸上空港等の飛行場灯火を夜間着陸用灯火に変更した場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	二百十四万五千六百円	十五万七千五百円
	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき			百七十万二千六百円	十三万四千三百円	十三万四千三百円	十三万四千三百円

V O R	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	N D B	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	航空灯台				の検査が含まれる場合 として検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	千七百円							
				その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合			その他の場合	その他の場合					
												その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合
十萬七千円	千二百円	八萬八千円	十三萬四千八百円	百四萬五千円	十三萬四千八百円											

V O R	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	N D B	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	航空灯台				の検査が含まれる場合 として検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	千円							
				その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合			その他の場合	その他の場合					
												その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合
十萬七千円	千円	八萬八千円	十三萬四千八百円	百二十六萬六千五百円	十三萬四千八百円											



	計器着陸装置
その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき
請の場合にあつては、 百七十四万 千五百円	十一万二千 円に、ロー カライザー 装置にあつ ては八十九 万七千二百 円を、グラ イドスロー プ装置にあ つては九十 一万六千五 百円を、マ ーカービー コン装置に あつては六 万四千五百

	計器着陸装置
その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき
査申請の場 合にあつて は、二百三 十六万六千 円	十一万五千 四百円（電 子検査申請 の場合にあ つては、十 一万五千円

四 航空保 安施設に ついて法 第四十五 条第二項	飛行場 灯火	衛星航法補助施設	D M E 航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	円を加算した額		
	陸上空 港等の 飛行場 灯火					円 十一万二千	
	精密進 入用灯 火						円 十一万二千
	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき						
飛行場 灯火	十五万五千五百円	十一万五千四百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千円）	四十九万六千二百円（電子検査申請の場合にあつては、四十九万五千八百円）	円 十一万二千	円を加算した額		

四 航空保 安施設に ついて法 第四十五 条第二項	飛行場 灯火	衛星航法補助施設	D M E 航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	百円を加算した額		
	陸上空 港等の 飛行場 灯火					円 十一万二千	
	精密進 入用灯 火						円 十一万二千
	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき						
飛行場 灯火	十五万五千五百円	十一万五千四百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千円）	六十五万二千百円（電子検査申請の場合にあつては、六十五万七千五百円）	円 十一万二千	百円を加算した額		



		計器着陸装置	V O R		N D B		航空灯台	
その他の場合	グラインドスロップ装置を含む場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空灯台	その他の飛行場灯火
航空機を使用して検査を行う場合であつ	その他の場合		百円	七十二万四千七百円	十萬四千元	二十二万六千六百円	八万七千六百円	九万二千七百円
三十九万五百円	十五万五千二百円	六十六万五千円	十一万六千六百円					

		計器着陸装置	V O R		N D B		航空灯台	
その他の場合	グラインドスロップ装置を含む場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空灯台	その他の飛行場灯火
航空機を使用して検査を行う場合であつ	その他の場合		百円	九十五万三千三百円	十萬四千元	二十六万八千四百円	八万七千六百円	九万二千七百円
四十九万八千円	十五万五千二百円	八十四万七千八百円	十一万六千六百円					

五 航空保 安施設に ついて法 第四十七 条第二項	飛行場 灯火	衛星航法補助施設	D M E	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	て、国土交通省の航空機を使用するとき					
	陸上空 港等の 飛行場 灯火					その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合		
	精密進 入用灯 火								航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	十二万五千 九百円
	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき									
十五万五千 百円	十一万五千 八百円（電 子検査申請 の場合にあ つては、十 一万五千四 百円）	二十三万八 千四百円（ 電子検査申 請の場合に あつては、 二十三万八 千円）	十二万五千 九百円							

五 航空保 安施設に ついて法 第四十七 条第二項	飛行場 灯火	衛星航法補助施設	D M E	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	て、国土交通省の航空機を使用するとき					
	陸上空 港等の 飛行場 灯火					その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合		
	精密進 入用灯 火								航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	十二万五千 九百円
	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき									
十五万五千 百円	十一万五千 八百円（電 子検査申請 の場合にあ つては、十 一万五千四 百円）	二十八万二 百円（電子 検査申請の 場合にあつ ては、二十 七万九千八 百円）	十二万五千 九百円							

の検査を  
受ける者

その他の場合		夜間着陸用灯の検査が含まれる場合		その他の場合		その他の場合
		省の航空機を使用するとき	その他の場合	省の航空機を使用するとき	その他の場合	
その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	六十万円	六十一万九千四百円	六十万円	六十一万九千四百円	十四万三千二百円
		六十万円	六十一万九千四百円	六十万円	六十一万九千四百円	十四万三千二百円

の検査を  
受ける者

その他の場合		夜間着陸用灯の検査が含まれる場合		その他の場合		その他の場合
		省の航空機を使用するとき	その他の場合	省の航空機を使用するとき	その他の場合	
その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	七十六万九千七百円	七十八万九千円	七十六万九千七百円	七十八万九千円	十四万三千二百円
		七十六万九千七百円	七十八万九千円	七十六万九千七百円	七十八万九千円	十四万三千二百円

		計器着陸装置		V O R		N D B		航空灯台			
その他の場合		グライドスロップ装置を含む場合		その他の場合		航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の場合		その他の飛行場灯火	
航空機を使用して検査を行う場合であつ		その他の場合		航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の場合		航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の飛行場灯火	
三十九万五千二百円		十五万五千二百円		十一万千六百円		七十二万四千七百円		十萬四千円		九万二千七百円	
三十九万五千二百円		十五万五千二百円		十一万千六百円		七十二万四千七百円		十萬四千円		九万二千七百円	

		計器着陸装置		V O R		N D B		航空灯台			
その他の場合		グライドスロップ装置を含む場合		その他の場合		航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の場合		その他の飛行場灯火	
航空機を使用して検査を行う場合であつ		その他の場合		航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の場合		航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の飛行場灯火	
四十九万八千円		十五万五千二百円		十一万千六百円		九十五万三千三百円		十萬四千円		九万二千七百円	
四十九万八千円		十五万五千二百円		十一万千六百円		九十五万三千三百円		十萬四千円		九万二千七百円	

衛星航法補助施設	DME			
	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	十二万五千九百円	て、国土交通省の航空機を使用するとき
円	十四万七千	十一万五千八百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千四百円）	二十三万円千四百円（電子検査申請の場合にあつては、二十三万円千円）	
衛星航法補助施設	DME			
	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	十二万五千九百円	て、国土交通省の航空機を使用するとき
円	十四万七千	十一万五千八百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千四百円）	二十八万円二百円（電子検査申請の場合にあつては、二十七万九千八百円）	